

2023年4月28日

各位

会社名 株式会社広済堂ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 黒澤 洋史
(コード番号 7868 東証プライム)
連絡先 上席執行役員 常盤 誠
(03) 3453-0557

有償ストック・オプション(新株予約権)の発行に係る払込完了及び
一部内容変更(割当人数・割当株数)に関するお知らせ

当社が、2023年4月12日開催の当社取締役会において決議いたしました、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の役員に対し発行することを決議いたしました新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)に関しまして、払込手続きが完了いたしましたのでお知らせいたします。

また、新株予約権の割当対象者、人数及び割当数について1名の辞退がありましたので内容を変更しております。内容変更前の本新株予約権の割当人数・割当数、その他の詳細につきましては、2023年4月12日開示の「有償ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権の概要

1.割当日	2023年4月28日		
2.新株予約権数	12,125 個		
3.発行価額	新株予約権 1 個当たり 2,945 円 (本新株予約権の払込総額 35,708,125 円)		
4.当該発行による潜在株式数	1,212,500 株		
5.行使価格	2,475 円		
6.行使期間	2023年5月1日から2028年4月30日		
7.割当先	割当対象者	人数	割当株数
	当社取締役	7名	11,000 個
	当社監査役	2名	100 個
	当社執行役員	4名	400 個
	当社従業員	6名	175 個
	当社子会社の取締役	6名	300 個
	当社子会社の執行役員	3名	150 個
8.新株予約権の行使条件	①新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値に当社の発行済株式総数を掛けた額(以下、「時価総額」という。)が一度でも1,000億円を超えた場合、本新株予約権を行使することができる。ただし、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額(ただし、上記4.(2)に準じて取締役会により適正に調整されるものとする。)に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新		

	<p>株予約権発行日において前提とされていた事実に大きな変更が生じた場合</p> <p>(b)その他上記に準じ、当社が割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義されるところによる。以下同じ。)の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
--	--

以 上